

第 6 期 越谷市自治基本条例推進会議 報告書（全体イメージ）

自治基本条例の適切な運用に関する事項について

令和 4 年 月 日
越谷市自治基本条例推進会議

目次

I	はじめに	1
II	第6期推進会議の協議経過～条例の適切な運用に関して～	3
1	「指標及び報告事項」の経緯等	3
2	「指標及び報告事項」を用いるにあたっての課題	4
III	条例の適切な運用に係る検証方法の整備・構築について（提言）	5
IV	むすびに	6
V	越谷市自治基本条例推進会議 第6期委員名簿	7

I はじめに

越谷市では、地方分権時代にふさわしい、これからの自治のまちづくりの基本となる「越谷市自治基本条例」が平成21年6月に制定され、同年9月に施行されました。

自治基本条例は、市民が主役の住みよい自治のまちづくりを目指し、市民の市政への積極的な参加や、市民と市、市民相互などの協働による「自治の推進」を図るとともに、市の目指すべき方向として「豊かな地域環境の創造」を掲げるなど、まちづくりの最高規範として制定されたものです。

越谷市自治基本条例推進会議（以下、「推進会議」という。）は、平成22年度に第1期推進会議が設置されて以来、各期、任期2年のなか、それぞれテーマを定め、自治基本条例の実効性の確保に向けた調査審議（別表参照）を重ね、現在の私たちが第6期を迎えました。

令和2年4月に委嘱された私たちは、この任期の2年間、新型コロナウイルスの感染拡大により、時には会議の延期を余儀なくされるなか、感染防止に最大限の留意をしながら、計6回の会議を開催し、「自治基本条例の適切な運用について」を主たるテーマとして調査審議を行いました。

このたび、令和2年度及び3年度の2か年の取組みに関し、「自治基本条例の適切な運用に関する事項について 第6期越谷市自治基本条例推進会議報告書」を取りまとめましたので、越谷市自治基本条例推進会議設置条例（以下、「設置条例」という。）第2条第2項の規定に基づき提出します。

〔別表〕 これまでの推進会議の調査審議結果

期	年度	成果物等	形式
第1期	H22	「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」	報告書
	H23	「自治基本条例の普及に関する事項について」	答申
第2期	H24 H25	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」	答申
第3期	H26 H27	「参加と協働による、市民を主体とした自治のまちづくりを進めるために」	報告書
第4期	H28 H29	「第4期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」 (条例の適切な運用・普及に関する事項について意見) [自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項]作成	報告書
第5期	H30 R1	「第5期越谷市自治基本条例推進会議の取組みについて」 (条例の適切な運用・普及に関する事項について意見)	報告書

参考：推進会議の所管事項

越谷市自治基本条例推進会議設置条例（抜粋）

<p>第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 自治基本条例の適切な運用に関する事項</p> <p>(2) 自治基本条例の普及に関する事項</p> <p>(3) 自治基本条例の見直しに関する事項</p> <p>2 推進会議は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。</p>

Ⅱ 第6期推進会議の協議経過～条例の適切な運用に関して～

私たち第6期推進会議は、市長からの諮問がなかったことから、設置条例第2条第2項の規定に基づき、市長に意見を述べるため、条例の実効性の確保等について協議していくことを決定しました。

条例の実効性の確保に関する協議方法については、第5期の進め方を参考に、第4期が作成した「自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項（以下、「指標及び報告事項」という。）」を用いることとしました。

しかしながら、令和2年度第2回会議で実際に「指標及び報告事項」を用いて条例の適切な運用に関する検証を行ったところ、協議の過程において、現在の「指標及び報告事項」を用いた議論の進め方に関し、疑問や課題、見直しに関する意見が出されました。

こうした意見を受け、条例が施行から10年を過ぎた今、これまでの検証方法を改めて見直すことは、今後の推進会議のあり方に関わる重要な事項と捉え、令和3年度の会議では、「推進会議のあり方・進め方」について協議していくこととしました。

会議においては、主に現在の「指標及び報告事項」を用いて条例の適切な運用を議論することに焦点を当て、課題や見直すべき点、さらには、新しい検証方法の確立など、さまざまな角度から活発な協議を重ね、条例の適切な運用について、この推進会議が検証していくうえで、これからの望ましい検証方法について、提言をまとめるに至りました。

1 「指標及び報告事項」の経緯等

この「指標及び報告事項」が作成されたのは、第2期推進会議が、平成25年度に市長から自治基本条例の適切な運用に関する事項について諮問を受けたことに端を発しています。この市長からの諮問に対し、第2期推進会議は、「条例の適切な運用を図るために、指標を設定したうえで、その進行状況を市民へ公表し、市政運営の透明性確保と、条例の周知啓発に取り組むべき」と答申しました。その後、第3期推進会議での検討を踏まえ、第4期推進会議が、条例の認知のほか、参加、協働、情報共有及び市政運営に関し、46の数値指標と15の報告事項で構成される評価体系を完成させました。

また、第5期推進会議の報告書において、一部の項目に関する見直し等の意見が出されたことから、第6期推進会議当初において、43の数値指標と17の報告事項、合わせて60項目が示されました。

2 「指標及び報告事項」を用いるにあたっての課題

「指標及び報告事項」を用いた条例の適切な運用に関する検証は、第4期及びその後の第5期推進会議において行われてきました。

平成21年9月に条例が施行されて、まだ期間が浅いなか、平成25年度の第2期推進会議が答申したように、条例が適切に運用されているかを議論する際材料として何らかの指標が必要とされたことは理解できます。さらに、条例の中で自治の基本原則として定められた参加、協働、情報共有の3分野に加え、市政運営に関する様々な事業や取組みを集めて指標としたことは有意義と言えますし、これらの指標により各分野における市や関係機関の事業・取組みが進んでいることを包括的に確認できる利点があります。

一方、「指標及び報告事項」の多くは、条例制定以前から行われている事業・取組みに関するものであり、この条例が制定され、適切に運用されていることや条例の普及が進んでいることなどとの直接的な因果関係を把握することは難しいものです。

また、項目数が60と多だけでなく、雑然としており、全ての指標を精査することは困難であること、さらには、市や関係機関の事業や取組みを評価する行政評価に似た作業となっていることなどが課題として挙げられました。

他方では、指標の数値にとらわれすぎず、条例の本来の目的であるまちづくりへの市民参加や協働によるまちづくりが実態として推進されているかが肝心であるといった意見も出されました。

Ⅲ 条例の適切な運用に係る検証方法の整備・構築について（提言）

提言内容

IV むすびに

越谷市が自治のまちとして発展していくためには、私たち推進会議委員を含め、市民一人ひとりが、自分たちのまちとして、越谷市をさらに良いまちにしたいという思いで市政に積極的に関わることが必要です。また、市民と市がお互いに連携・協力し、共に手を携えながら実際に行動していくことが大切です。

越谷市では、これまでも「参加と協働によるまちづくり」が推進されており、自治会やコミュニティ推進協議会などの地域コミュニティ組織のほか、NPO法人やボランティア団体などの多くの市民活動団体が、越谷市との協働の担い手として積極的に活動しています。しかしながら、人口減少・少子高齢社会の到来など社会情勢は大きく変化しており、協働を担う人材の不足や、地域コミュニティの希薄化など、まちづくりを進めるにあたりクリアすべき課題もあります。

そのようななか、私たち第6期推進会議では、第4期に作成された「指標及び報告事項」をもとに条例が適切に運用されているか検証する過程において、生じた疑問を契機に、「指標及び報告事項」の課題や見直しを議論するとともに、新たな検証方法の検討を重ね、今後の条例の適切な運用に係る検証方法について、一つの形を示し、提言としてまとめに至りました。

協議の過程では、条例の運用に関する指標にこだわり過ぎず、条例の普及について議論する必要があるといった意見や、条例を知らずに参加や協働を実践している市民に自身の行動と条例のつながりを知ってもらうことができれば、さらに自治のまちづくりが進むといった意見が出されました。自治基本条例が目的とする「住みよい自治のまちの実現」に向け、条例の理念が普及し、実際にまちづくりに参加、協働する市民が一人でも増えることが必要であり、そのためには、市が継続して条例に掲げる自治の基本原則（参加・協働・情報共有）に則した市政運営に取り組むことが必要です。

このたび、私たちが提言した新たな検証方法は、自治基本条例の運用状況を検証するための完成形ではありませんが、条例制定から10年を過ぎた今、推進会議が穏やかに条例を見守っていくうえで一つの望ましい形であるとして示したものです。今回の提言が、越谷市にとって住みよい自治のまちの実現に向けた一つの道しるべとなり、越谷市の自治のまちづくりを推進する取組みが行われていくことを期待します。

V 越谷市自治基本条例推進会議 第6期委員名簿

種別	氏名	備考
(1)公募による市民		
1	青木 光夫	
2	◎ 岡崎 尚而	
3	小河原 進	
4	影山 達哉	
5	櫻井 隆博	
6	得上 成子	
7	土方 敏子	
8	松島 勲	
(2)コミュニティ組織の推薦する者		
9	浅見 昭一	越谷市自治会連合会 理事
10	中村 豊	越谷市コミュニティ推進協議会 監事
11	齋藤 慶治	越谷市市民活動支援センター 登録団体推薦者
12	日吉 孝子	越谷市男女共同参画支援センター 登録団体推薦者
(3)学識経験者		
13	上ノ原 秀晃	政治学の専門家 文教大学人間科学部人間科学科准教授
14	小船 敬作	行政経験者 元越谷市役所職員
15	○ 中原 征吾	法律の専門家 弁護士（埼玉弁護士会越谷支部）

◎会長 ○副会長 任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日